

大分市外部行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市の政策、施策及び事務事業について、客観性のある評価を行い、限られた財源の中で優先度の高い市民ニーズのある事務事業等を実施するため、有識者等による、大分市外部行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行政評価について市長に意見を述べるものとする。

(参画依頼)

第3条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他、市長が必要と認めた者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員会は、1年を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき、委員に参画依頼することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償費）

第7条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で市長が決定し、これを支払うことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課行政改革推進室において行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1．この要綱は、平成15年11月21日から施行する。

（経過措置）

2．第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて設置される委員会は、平成17年3月31日までの1期間とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。